



Press Release

オルガノ株式会社
問合せ先

〒136-8631 東京都江東区新砂 1-2-8
経営企画部 企画グループ 七海 (TEL.03-5635-5111)

2010年3月31日

汚染土壌・地下水の新浄化方法について

【要旨】

オルガノ株式会社および環境テクノ株式会社は、過硫酸塩を酸化剤として用い、主に有機塩素化合物で汚染された土壌、地下水の原位置浄化方法を開発し、実用化しています。

このたび関連の基本的な特許（特許第 4405692 号）が成立し、特許登録技術として新たに土壌・地下水浄化向けの受注活動を開始しました。

当社および環境テクノ株式会社では、4月から施行される改正土壌汚染対策法によって高まると予想される原位置浄化ニーズに、今回、特許が成立した浄化法で応え、さらに受注拡大を目指す方針です。

【内容】

当社はかねてより、土壌・地下水浄化に取組み、汚染状況の調査および浄化・モニタリングを手がける環境テクノ株式会社と共同で、工場跡地または操業中の工場敷地を対象に原位置浄化で 25 件以上の実績を積み重ねてきました。

一般的に土壌の掘削除去や搬出して浄化する場外搬出では、汚染土壌が漏出するリスクや土壌運搬による環境負荷が課題の一つとしてあげられており、改正土壌汚染対策法でも規制が強化されることから、それらを解決する方法として、その場で浄化する原位置浄化のニーズが高まっています。

今回特許が成立した浄化方法は、汚染領域へ薬剤を注入して処理する原位置浄化であり、強い酸化力で知られている過硫酸ナトリウム等の過硫酸塩を酸化剤として用い、常温で適用する浄化法です。酸化剤を常温で適用すると浄化効果が長時間持続することから薬剤の到達距離が長く、浄化エリアを広くすることが可能であることを見出しました。（関連特許 特許第 4405692 号ほか 5 件）

従来法に比べて短期間、低コスト、低エネルギーで浄化可能な本浄化技術は、既に汚染領域のトリクロロエチレン(TCE)濃度 20mg/L の土壌・地下水を 100 日以内で完全浄化する実績をあげています。

当社および環境テクノ株式会社は、引き続きへの本浄化技術の導入を推進し、一層の浄化期間短縮、低コスト化を図っていくと同時に、調査・モニタリングと合わせてサービスの向上に努めてまいります。

【新浄化法の概要】

- ・浄化対象：有機塩素化合物*等で汚染された土壌・地下水など
- ・浄化方法：常温で酸化剤（過硫酸塩）を地下汚染領域または近傍へ注入
有機塩素化合物は酸化剤によって酸化され、二酸化炭素、塩化物イオンに分解され無害化
- ・特長：酸化剤毒性が低い
酸化剤到達距離が長いこと井戸本数を削減できる
従来法である揚水曝気法比で短期間、低コスト、低エネルギーで処理可能

※ 有機塩素化合物：トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン (PCE)、ジクロロエチレン (DCE) 類など

ご注意

プレスリリースに掲載されている情報は、発表日現在の情報です。予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

以上